



令和4年4月11日

四国運輸局

船員の最低賃金を引き上げます！

5月8日から月額500円～1,500円アップ

四国運輸局は、管内の4業種（内航鋼船運航業及び木船運航業、海上旅客運送業、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業）の船員に係る最低賃金を改正し、5月8日（日）から発効することとしました。

船員の最低賃金については、海上労働の特殊性を考慮し、陸上勤務者の最低賃金とは別に定められており、当該最低賃金の改正については、国土交通省が管轄しております。国土交通大臣権限に係る最低賃金の改正は交通政策審議会に、地方運輸局長権限に係る最低賃金の改正は各地方交通審議会に諮問され、当該審議会からの答申を受けて改正が行われます。

四国運輸局においては、船員に関する特定最低賃金（四国内航鋼船運航業及び木船運航業、四国海上旅客運送業、四国漁業（沖合底びき網）及び四国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について、令和3年8月10日に四国地方交通審議会（会長 佐伯 勇人）に対し諮問を行い、令和4年2月7日に四国地方交通審議会から4業種すべて別紙のとおり引き上げを内容とする答申が出されました。

これを受け、四国運輸局では答申どおり改正することを決定し、令和4年5月8日から別紙のとおり発効することとしましたのでお知らせいたします。

※詳細につきまして別紙をご参照ください。

【問い合わせ先】

四国運輸局

海事振興部船員労政課

担当者：出海・櫛田

TEL：087-802-6817

FAX：087-802-6815



四国運輸局長権限に係る船員の特定最低賃金改正 【効力発生日：令和4年5月8日（日）】

※すべて月額

業種	職種等	最低賃金額 (改正前の額)	引上げ額 (増加率)
四国内航鋼船 運航業及び木船 運航業	職員	252,500円 (251,000円)	1,500円 (0.60%)
	若年職員	235,950円 (234,450円)	1,500円 (0.64%)
	はしけ長	252,500円 (251,000円)	1,500円 (0.60%)
	部員 (経歴3年以上)	193,900円 (192,400円)	1,500円 (0.78%)
	部員 (経歴3年未満)	184,500円 (183,000円)	1,500円 (0.82%)
四国海上旅客 運送業	職員	245,900円 (245,300円)	600円 (0.24%)
	部員	178,550円 (177,800円)	750円 (0.42%)
四国漁業 (沖合底びき網)	1人歩船員	186,500円 (186,000円)	500円 (0.27%)
四国漁業 (大中型まき網)	1人歩船員	198,000円 (197,000円)	1,000円 (0.51%)
	1人歩船員 専ら豊後水道海域に おいて操業する漁船	183,000円 (182,000円)	1,000円 (0.55%)

(注)

1. 若年職員とは船舶職員養成施設のうち、特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者をいう。
2. 1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、一人歩、一人代その他の名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれらと同程度の船員をいう。
3. 4業種に適用する使用者及び適用する船舶の範囲（適用地域：四国運輸局管内）
 - (1) 四国内航鋼船運航業及び木船運航業
 - ①平水区域を航行する鋼船
 - ②沿海区域を航行する総トン数100トン未満の鋼船
 - ③鋼製はしけ
 - ④木船
 - (2) 四国海上旅客運送業
 - ①平水区域を航行区域とする船舶
 - ②沿海区域を航行する総トン数100トン未満の船舶
 - ③沿海区域を航行する総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最大出力で2時間以内に往復できる区域に限定されているもの。
 - (3) 四国漁業（沖合底びき網）
沖合底びき網漁業の用に供する漁船
 - (4) 四国漁業（大中型まき網）
大中型まき網漁業の用に供する漁船